

市第117号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

1 趣旨

建築物における**木材利用の促進等を図る**ため、令和7年9月3日に「**建築基準法施行令**」が**一部改正**（令和7年11月1日施行）され、建築物の防火規制等が見直されました。

【施行令改正の内容】 ※条例に係る部分

第112条：防火区画

第123条：避難階段及び特別避難階段の構造

改正前	改正後
【天井及び壁】 ・仕上げ：不燃材料、下地：不燃材料	【天井及び壁】 ・仕上げ：不燃材料、下地：不燃材料 ・大臣が定める基準【追加】

➡ この改正に伴い、**横浜市建築基準条例の一部改正**を行います。

2 条例改正の概要

施行令改正に伴い、横浜市建築基準条例第9条において、学校、病院、飲食店、共同住宅などの用途に供する木造建築物等で、火気を使用する場所を階段直下に設ける場合の内装について、下の表のとおり改正します。

改正前	改正後
【天井及び壁】 ・仕上げ：不燃材料、下地：不燃材料	【天井及び壁】 ・仕上げ：不燃材料、下地：不燃材料 ・規則で定める基準【追加】

3 施行日

規則で定める日